月２回発行
2023年６月１日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2427号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

◆ 特集 Ⅰ

機械災害防止へ「H・MO作戦」

工学的対策でリスク低減図る

グリコマニュファクチャリングジャパン那須工場

◆ 特集 Ⅱ

新規入場者向け教育動画を作成

重機災害防止の基本ルール伝える

トンネル専門工事業協会

◆ ニュース

物流拠点や倉庫対象に

厚労省検討会　個人事業主の労災防止

No.2427
6
1日号
2023

労働災害動画 配信はじめました！
↓コチラから
安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

社労士が教える 労災認定の境界線

＜執筆＞
一般社団法人ＳＲアップ21　東京会
林社会保険労務士事務所
所長　林　弘嗣

第353回

出張先のホテル浴室で転んで骨折

■ 災害のあらまし ■

従業員Ａが、出張で現地のホテルに泊まることとなった。仕事が終わり、現地の職員と現地職場近くの食堂で１時間程度の食事をした後、ホテルに戻り、部屋内の浴室に入ろうとしたところ、段差につまずいて足を骨折した。

■ 判断 ■

出張中の業務に付随した行為中の事故であり、積極的な私的行為があったとは認められないとして、**業務上**の災害として認定された。

■ 解説 ■

本件は、業務中の事故ではなく、出張中のホテル部屋内でのつまずき事故が労災事故として認定されたケースである。

労災は、業務遂行性があるとされる事業主の支配下にあるときの行為の災害について、業務起因性がある場合に認定される。業務とは無関係なような本件の災害が、労災認定された理由を確認してみよう。

出張中に、業務に従事している場合の事故は通常業務と変わらず、労災認定されることは明白である。それでは、出張中に業務を実際には行っていないが、風呂に入るような日常的行為中の災害は、どこまで認められるのだろうか。

出張中とは、「通常出勤する事業場」とは異なる「通常の事業場施設外」で、業務を行う場合である。

業務を行うためには、移動や宿泊などの付随行為も加わることになる。この付随行為は、労働契約に基づき事業主の命令を受けて仕事をするために不可欠な行為である。したがって、出張中の業務と付随行為

を含めた包括的行為は、「事業主の支配下にあり、管理下を離れて業務に従事している場合」に該当することになり、業務遂行性があると考えられる。

他支店への往復（通勤ではないので注意）や食事、用便など、通常の業務以外の行為も付随行為として業務遂行性があることになる。ただし、すべての行為に業務遂行性を認めるのではなく、積極的な私的行為として明らかに付随行為とはみなされる場合には、業務遂行性がないと判断されることになる。例えば、就業場所と関係なく実家に立ち寄る行為は、業務遂行性はないとされる。

一方、通常の事業場における通勤などの業務以外の行為は、事業主の支配下から離れた行為となるため、業務遂行性はなくなり業務災害とはならない。

次に、業務起因性についてみてみよう。業務起因性は、業務遂行性のある行為のうち、積極的な私的行為や恣意的行為と判断される特段の事情がない場合に認められる。出張中の行為で考えると、合理的な経路で歩いていた場合は付随行為として認められるが、写真を撮りながら歩いていたため段差につまずきけがをしたような場合は、恣意的行為として業務起因性がないと判断され労災対象にならない。

本件の災害は、出張で現地のホテルに泊まっていたAが、仕事終わりに現地の職員とともに現地職場近くの食堂で1時間程度食事をした後、ホテルに戻り、日常的な風呂に入る行為として浴室に行ったときに発生した事故である。

したがって、出張中の付随行為として業務遂行性が認められる。また、風呂に入る時に恣意的行為があったとはいえず、業務起因性もあると考えられるため、労災認定



は妥当といえる。

これが、宿泊ホテル以外のサウナに入る時の事故であったら、付随行為とは認められず業務遂行性はないとして、労災の対象外になったであろう。

また、何軒もハシゴをして泥酔した後、ホテルに帰る途中で事故にあった場合は業務起因性がないと考えられ、対象外になるであろう。

通常想定される範囲を超えて食事に行ったという私的行為（逸脱）後に、付随行為に戻った場合の事故について、問題はないであろうか。通勤災害の場合は、逸脱・中断後に合理的経路・方法に戻っても、原則として通勤としての回復はなく通勤災害の対象にはならない。

一方、出張中の場合は、私的行為により逸脱・中断した後でも、合理的な行動に戻った後は業務遂行性が回復すると考える。業務遂行性が回復した後、業務起因性に問題がなかった場合は労災の対象となる。したがって、出張中に実家に立ち寄って業務遂行性が失われた後、通常の経路や行動に戻った後に恣意的行為がない場合の事故は、労災対象になるので注意が必要である。

◇ SR アップ 21：www.srup21.or.jp